

DVDプレーヤー、システムステレオ（「その他の音響機器」）  
の場合の例外承認申請書記載例

様式第8（第10条、第18条関係）

電 気 用 品 例 外 承 認 申 請 書

平成17年12月1日

経済産業大臣 殿

住 所 東京都千代田区霞が関1-3-1

名 称 経済産業株式会社

代表者 代表取締役社長 経済 太郎

電気用品安全法第8条第1項第1号の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 電気用品の品名

その他の音響機器（DVDプレーヤー及びシステムステレオ）

2 電気用品の構造、材質及び性能の概要

別紙1-1（DVDプレーヤー）及び別紙1-2（システムステレオ）のとおり

3 対象となる技術基準

別紙1-1（DVDプレーヤー）及び別紙1-2（システムステレオ）のとおり

4 承認を申請する理由

別紙2のとおり

5 用途

パスポートを携帯している外国旅行者、外国人観光客を対象としたみやげ品

6 製造、輸入又は販売を予定する数量

別紙3のとおり

7 使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所

別紙4のとおり

8 届出の年月日及び電気用品の型式の区分

平成17年8月1日 A A B B - 2 0（DVDプレーヤー）

（型式区分表は別紙5のとおり）

平成17年8月1日 B B C C - 3 0（DVDプレーヤー）

（型式区分表は別紙のとおり）

平成17年8月1日 E F G - 3 0 0（システムステレオ）

（型式区分表は別紙のとおり）

DVDプレーヤー、システムステレオ（「その他の音響機器」）  
の場合の例外承認申請書記載例

別紙1-1

（電気用品の品名、電気用品の構造、材質及び性能の概要、対象となる技術基準等）

1 電気用品の品名：その他の音響機器（DVDプレーヤー）

2 電気用品の構造、材質及び性能の概要

（1）構造

外郭は、難燃性プラスチックのフロントパネル及び金属製のキャビネット・バックカバー等で構成されており、内部構造は電源部、メカ機構部、コントロール部及び増幅部等で構成されている。

（2）材質

電気回路の大部分は、紙フェノール基材銅張積層板及びガラス基材銅張積層板を用いており、内部配線用電線は難燃材を使用し、フロントパネルにはポリアセタールを使用している。

（3）性能

DVD及びCDのデータを読み取り、その信号を再生・増幅し、接続されたディスプレイ等の映像音響機器に音声・映像信号を出力する。主な定格は以下の表のとおり。

該当機種	相	定格電圧	定格消費電力	定格周波数
AABB-20	単相	110-230V	20W	50/60
BBCC-30	単相	110-230V	30W	50/60

3 対象となる技術基準

AABB-20 : IEC60065

BBCC-30 : IEC60065

4 外観図

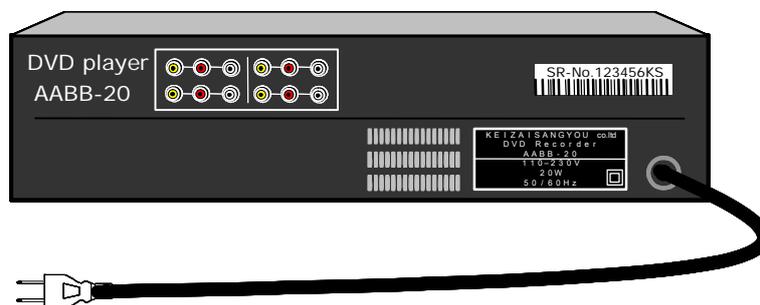
① AABB-20

i 正面図

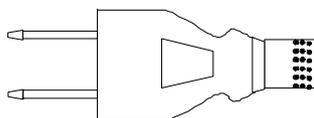


DVDプレーヤー、システムステレオ（「その他の音響機器」）  
の場合の例外承認申請書記載例

ii 背面図



iii プラグ拡大図



② BBCC-30 正面図、背面図、プラグ拡大図 略

③ EFG-300 正面図、背面図、プラグ拡大図 略

DVDプレーヤー、システムステレオ（「その他の音響機器」）  
の場合の例外承認申請書記載例

別紙1－2

（電気用品の品名、電気用品の構造、材質及び性能の概要、対象となる技術基準等）

1 電気用品の品名：その他の音響機器（システムステレオ）

2 電気用品の構造、材質及び性能の概要

（1）構造

電源部、アンプ部、チューナー部、カセットデッキ部、CD/V  
CD/S CD部等から構成されている。

（2）材質

- ・ 外郭： 冷間圧延鋼板、難燃性合成樹脂
- ・ 電源変圧器： けい素鋼板、エナメル銅線
- ・ 回路基板： 紙フェノール基材銅張積層板
- ・ シャーシ： 冷間圧延鋼板
- ・ 放熱器： アルミニウム
- ・ 小型電動機： フェライトマグネット、ステンレス鋼、ポリウレタン、エナメル銅線

（3）性能

チューナー部ではAM/FM等の放送電波を受信し、カセットデッキ部では磁気テープに音声信号記録し、記録され信号を読み取り、CD部等では光ディスクの音響信号の再生を行う。アンプ部ではこれらの電気信号を増幅し、スピーカー等に出力する。主な定格は下の表のとおり。

該当機種	相	定格電圧	定格消費電力	定格周波数
EFG-300	単相	110-240V	40W	50/60

3 対象となる技術基準

EFG-300 : IEC60065

4 外観図

以下 システムステレオ（EFG-300） 正面図、背面図等 略

DVDプレーヤー、システムステレオ（「その他の音響機器」）  
の場合の例外承認申請書記載例

別紙2（承認を申請する理由）

本申請に係る電気用品は、外国旅行者、外国人観光客のみやげ用モデル（ツーリスト・モデル）として、外国の規格に適合させた上で、外国で使用されることを前提に製造（輸入）し、国内販売するものです。

従いまして、電気用品安全法第8条第1項で定める技術基準への適合義務について、同項第1号で定める「特定の用途に使用される電気用品を製造し、又は輸入する場合」に該当するものとして、例外承認申請を行います。



DVDプレーヤー、システムステレオ（「その他の音響機器」）  
の場合の例外承認申請書記載例

別紙4（使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所）

1 使用者

本申請に係る電気用品を使用する者はパスポートを携帯している外国旅行者または外国人観光客です。

本申請に係る電気用品が確実に特定の用途に供せられるため、販売事業者と取決めを交わし、所要の表示を行った上で販売致します。

2 販売事業者との販売に当たっての取決め

販売事業者から以下の文面を内容とする誓約書の提出を受け、本申請に係る電気用品を販売いたします。

① 販売事業者による誓約書

例外承認申請者名	誓約書
霞ヶ関電気株式会社 殿	
電気用品安全法第8条第1項第1号の規定に基づく例外承認申請の承認を受けた商品の販売にあたり、当社は下記の条件を厳守し適正販売を行うことを誓います。	
	年 月 日
販売事業者名	住 所
△△販売株式会社	代表者（氏名）
1. 当該商品は、パスポートを携帯する日本人外国旅行者及び外国人観光客に限りみやげ品として海外諸国へ持参するもの、又は外国人観光客が自国へ持ち帰り使用するために販売するものであり、一般者には販売しない。	
2. 当該商品は、一般商品と明確に区別するために製品包装及び機器本体正面の見やすい箇所に「日本国内では使用できない」旨のラベルが添付されていることを確認するとともに店頭でも「外国旅行者、外国人観光客対象品で日本国内では使用出来ない」旨の掲示を行う。	

DVDプレーヤー、システムステレオ（「その他の音響機器」）  
の場合の例外承認申請書記載例

② 誓約書の補足説明

電気用品安全法に基づく「電気用品例外承認申請書」において、当該電気用品を販売する販売店との間で取り交わす「誓約書」の宛先が、本申請を行っている「経済産業株式会社」ではなく「霞ヶ関電気株式会社」となっている理由は下記のとおりです。

- ・ 「霞ヶ関電気株式会社」は当社が100%出資している傘下会社です。
- ・ 本例外承認申請を行う商品は、全て霞ヶ関電気（株）へ納入し、同社が販売店との間で、適正販売に関する誓約書を交わし、管理・保管を行います。
- ・ 本例外承認に関する電気用品安全法に基づく責任及び義務は当社が負います。

3 表示の方法

本申請の電気用品が確実に特定の用途に供されるために以下の表示を行います。

① 製品の包装に行う表示

i. A A B B - 2 0

表示ラベルの図面

**この製品は日本国内での使用を前提に製造されたものではありませんので、日本国内ではご使用にならないでください。**

**パスポート持参の外国旅行者、外国人観光客以外には販売できません。**

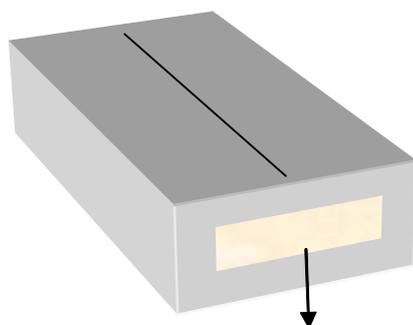
**THIS ITEM IS NOT DESIGNED FOR USE IN JAPAN.**

**PLEASE DO NOT USE THIS ITEM IN JAPAN.**

**ONLY THOSE WHO CARRY A  
PASSPORT CAN BUY THIS ITEM.**

(外形寸法例：20cm×10cm)

包装における表示状況



表示ラベル貼付位置

DVDプレーヤー、システムステレオ（「その他の音響機器」）  
の場合の例外承認申請書記載例

- ii. BBCC-30 ラベル等 略
- iii. EFG-300 ラベル等 略

② 製品に行う表示

以下の製品は電源差込みプラグの形状が国内でも使用できる形状（平行刃）のものであることから、本体に以下の表示を行います。

（注）電源コードセットを同梱する場合であって、そのプラグの形状が平行刃であるときは、電源コードセットに以下の表示を行うこと。

- i. AAB B-20  
表示ラベルの図面

この製品は日本国内での使用を前提に製造されたものではありませんので、日本国内ではご使用にならないでください。

パスポート持参の外国旅行者、外国人観光客以外には販売できません。

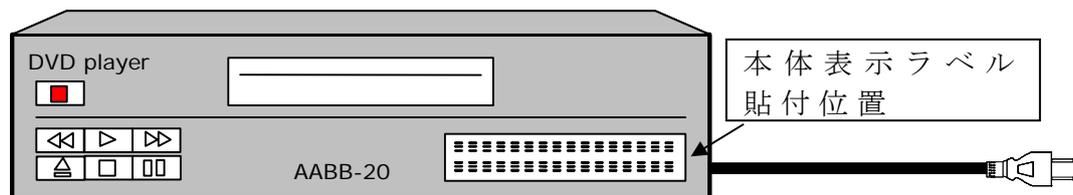
**THIS ITEM IS NOT DESIGNED FOR USE IN JAPAN.**

**PLEASE DO NOT USE THIS ITEM IN JAPAN.**

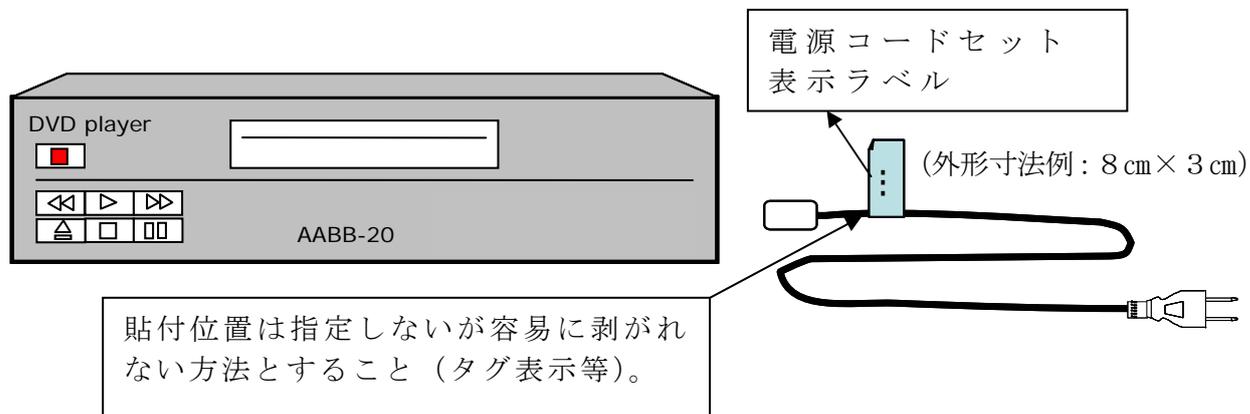
**ONLY THOSE WHO CARRY A  
PASSPORT CAN BUY THIS ITEM.**

（外形寸法例：10cm×5cm）

機体本体における表示状況



電源コードセットを同梱する場合における表示状況



DVDプレーヤー、システムステレオ（「その他の音響機器」）  
の場合の例外承認申請書記載例

別紙 5（型式区分表）

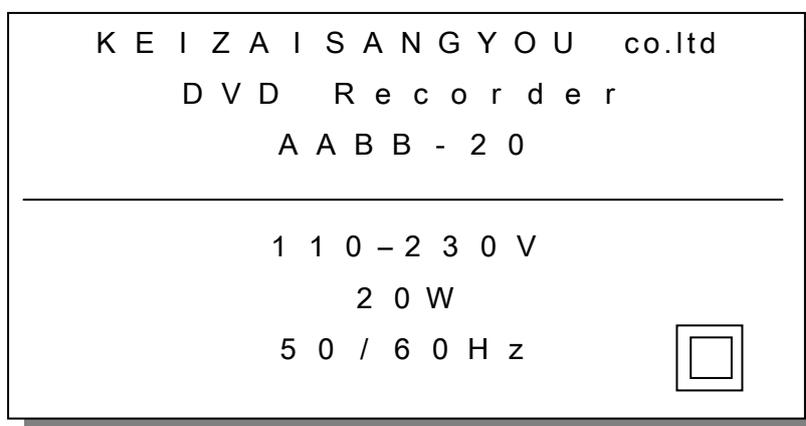
（1）AABB-20

電気用品安全法施行規則 別表第二 電子応用機械器具

その他の音響機器	定格電圧	① 125V以下のもの ② 125Vを超えるもの
	絶縁変圧器	① あるもの ② ないもの
	電源スイッチ	① あるもの ② ないもの
	受信機構	① あるもの ② ないもの
	遠隔操作機構	① あるもの ② ないもの

以下略

銘板（AABB-20）



（2）BBCC-30 型式区分表、銘板 略

（3）EFG-300 型式区分表、銘板 略